

33 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例

指 示 事 例 1 【金沢国税局】	
業 態	卸売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違 反 状 況	ビール系商品、清酒、焼酎及び RTD※を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	競合他社の販売価格を参考に、仕入価格に一定の粗利相当額を加える形で販売価格を設定しており、販売管理費を考慮した価格設定をしていなかった。 そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処 分 等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をしていたことから、基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

※ RTD … 「READY TO DRINK」の略。

一般的に、缶チューハイ等の栓を開けてすぐに飲むことができるアルコール飲料を指す。

指 示 事 例 2 【大阪国税局】	
業 態	小売業（業務用卸主体店）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違 反 状 況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	リベートの支払者から、販売価格の算定上控除した値引きの額である旨が書面等により伝達されていないリベートを仕入れに係る値引きとして総販売原価を算定し、販売価格を設定していた。 当該リベートは、総販売原価の算定上、仕入れに係る値引きとして控除できる要件を満たしていないため、当該リベートを除外し改めて総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処 分 等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をしていたことから、基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

指 示 事 例 3 【大阪国税局】	
業 態	小売業（業務用卸主体店）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違 反 状 況	ビールを総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	競合他社の販売価格を参考に、仕入価格に一定の粗利相当額を加える形で販売価格を設定しており、販売管理費を考慮した価格設定をしていなかった。 そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処 分 等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をしていたことから、基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。